三鷹市生涯学習センター条例施行規則取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、三鷹市生涯学習センター条例施行規則（平成 28 年三鷹市規則第 50 号。以下「規則」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定める。

（団体登録の資格要件）

第２条　規則第２条第２項の団体登録の資格要件は、規則別表第１の左欄に掲げる団体区分について、それぞれ同表の右欄に掲げる団体登録の要件のいずれにも該当するものとする。

２　団体登録は、１団体につき１登録とする。

３　団体登録は、三鷹市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の設置目的に鑑み、主として生涯学習活動を目的として活動する団体に限り認めるものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、学習塾、カルチャーセンター、スポーツ教室等の事業を業として行う者（以下「学習塾等」という。）については、生涯学習センターの設置目的に鑑み、他団体の使用機会を妨げるおそれがあるため、団体登録の資格はないものとする。ただし、学習塾等であっても、広く市民を対象とした生涯学習と認められるイベント、講演会等を実施する場合において、生涯学習センターの施設を使用するときは、団体登録をせずに第８条第６項の規定による使用申請ができるものとする。

５　前項の規定にかかわらず、三鷹市芸術文化協会及び三鷹市スポーツ協会に所属する加盟団体については、学習塾、カルチャーセンター、スポーツ教室等の事業を業として行わない場合は、団体登録ができるものとする。

６　団体は、規則第２条第１項の三鷹市生涯学習センター貸切使用登録申請書（様式第１号）の提出の際に、代表者の氏名、住所及び生年月日を証するものを提示しなければならない。

（団体登録の有効期間及び更新）

第３条　規則第２条第３項に規定する団体登録貸切使用登録カード（以下「登録カード」という。）の有効期間は、次項に規定する登録基準日から起算して３年間とする。

２　登録基準日は令和８年４月１日を第１回と定め、以後３年目ごとの４月１日とする。

３　第１項の規定にかかわらず、登録基準日の翌日から次期登録基準日の前日までの間に登録した団体の有効期間は、登録した日から次期登録基準日の前日までとする。

４　貸切使用登録カード（以下「登録カード」という。）の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）が、第１項の有効期間の満了後も引き続き団体登録を希望する場合は、市長が別に定める受付期間内に規則第２条第１項の規定による申請をしなければならない。

５　指定管理者（三鷹市生涯学習センター条例（平成 28 年三鷹市条例第５号。以下「条例」という。）第４条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により団体登録の更新の申請をした団体が、条例別表及び規則別表第２に規定する生涯学習センターの施設並びに設備及び器具の使用料、三鷹市総合保健センター条例（平成９年三鷹市条例第７号）別表に規定する施設

の使用料又は三鷹市福祉センター条例（平成 28 年三鷹市条例第８号）別表第１に規定する施設の使用料（以下「使用料」という。）を滞納しているときは、当該団体の団体登録を更新しないものとする。

（団体登録の取消し）

第４条　指定管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体登録を取り消すことができる。

(1) 第２条の団体登録の資格要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により、団体登録の申請又は生涯学習センターの施設の使用申込みをしたとき。

(3) 登録団体が、条例又は規則に違反したとき。

(4) その他指定管理者が登録について不適当と認めるとき。

（電磁的方法によらない方法で交付された登録カードの再交付）

第５条　登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸切使用登録カード再交付申請書（様式第１号）により、指定管理者に登録カードの再交付を申請することができる。

(1) 登録カードを著しく毀損又は汚損したとき。

(2) 登録カードを紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

２　指定管理者は、前項の登録カードの再交付の申請について承認したときは、登録カードを登録団体の代表者に再交付する。

（代表者等の責務）

第６条　別表に規定する代表者の責務は、次に掲げるものとする。

(1) 指定管理者との連絡及び調整に関すること。

(2) 団体の構成員に対し、規則第 12 条各号に規定する使用者の義務の遵守を促すこと。

(3) 使用開始時及び使用終了時における生涯学習センターの施設の点検に関すること。

(4) 使用後の実績報告に関すること。

２　生涯学習センターの施設を使用する際に代表者が不在の場合には、団体は連絡担当者又は構成員の中から、当該使用日において満 18 歳以上の使用責任者を別に定めるものとし、当該使用責任者は、代表者に代わり前項各号に掲げる責務を担うものとする。

（団体登録の特例）

第７条　規則第２条第６項の指定管理者が特に認める団体とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 三鷹市

(2) 指定管理者

(3) 国又は他の地方公共団体

(4) 市内官公署

(5) 市内団体が数団体合同して使用する際の合同の団体

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が認める団体

（使用申請の特例）

第８条　指定管理者は、次に掲げる事業については、規則第３条第１項の規定にかかわらず、優先して生涯学習センターの施設の使用の申請を受け付け及び使用を承認することができる。

(1) 三鷹市が主催又は共催する事業で使用するとき。

(2) 指定管理者が主催又は共催する事業で使用するとき。
(3) 国又は他の地方公共団体が公用で使用するとき。
(4) 市内官公署が公用で使用するとき。
(5) 市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は講座に使用するとき。
(6) 市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、主催する事業に使用するとき。
(7) 市内団体が数団体合同して学習活動の成果発表等に使用するとき。
(8) 三鷹市の助成金を受けている福祉団体が行う事業又は当該事業に準じた事業で市長の認定を受けたもので、条例別表に掲げる料理実習室を使用するとき。
(9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 前項第５号から第７号までの規定に該当する団体が生涯学習センターの施設を使用するときは、使用を希望する日の属する月の５月前の１日以後（抽せん期間(使用を希望する日の属する月の３月前の１日から 15 日まで)を除く。）に、三鷹市生涯学習センター施設使用願い（様式第２号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の三鷹市生涯学習センター施設使用願いの受付は、申請の順序による。

4 指定管理者は、第２項の規定により使用する団体の承認をしたときは、当該団体に対し、三鷹市生涯学習センター施設使用承認書（様式第３号）を交付するものとする。

5 第１項第７号の規定による使用は、合同する各団体において１年度につき１回に限るものとする。

6 第２条第４項の規定による学習塾等が生涯学習センターの施設を使用するときは、第 10 条に規定する先着予約期間内に三鷹市生涯学習センター施設使用願い（学習塾等用）（様式第４号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

7 指定管理者は、前項の規定により使用する団体の承認をしたときは、当該学習塾等に対し、三鷹市生涯学習センター施設使用承認書（学習塾等用）（様式第５号）を交付するものとする。

（抽せんの申込み及び抽せん）

第９条 規則別表第１に規定する市内団体による抽せん予約期間の使用の申込みについては、１団体につき１月当たり 10 区分を限度として申し込むことができる。

2 前項の使用の申込みの限度及び当該申込みに対する当せん区分の限度は、次の施設の申込みの区分を合算したものとする。
(1) 生涯学習センターの施設
(2) 三鷹市総合保健センター条例別表に掲げる施設
(3) 三鷹市福祉センター条例別表第１に掲げる施設

3 指定管理者は、複数の登録団体から第１項の使用の申込みがあったときは、申込みのあった月の３月前の 11 日に電磁的方法により抽せんを行い、同月の 15 日にその抽せん結果について当該申込みを行った団体に対し、三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により公開する。

（先着順による申込み）

第10条　規則別表第１に規定する市内団体による先着予約期間の使用の申込みについては、前条第３項の抽せんにより当せんした区分を含めて１団体につき１月当たり20区分を限度として申し込むことができる。
２　規則別表第１に規定する市外団体による先着予約期間の使用の申込みについては、１団体につき１月当たり10区分を限度として申し込むことができる。
３　前項の規定は、第８条第６項に規定する学習塾等による使用の申請について準用する。
４　前３項の使用の申込みの限度は、前条第２項の規定を準用する。

（使用区分の変更）
第11条　条例別表の時間区分は、第８条第１項各号のいずれかに該当する場合には、変更することができる。
（使用の取消し）
第12条　規則第３条第２項及び第３項の規定により使用の決定を受けた団体又は同条第４項の規定により使用の承認を受けた団体がその使用を取り消すときは、使用日の７日前までに指定管理者に申し出なければならない。
２　前項の規定により使用を取り消す場合において、使用日の７日前が生涯学習センターの休館日に当たるときは、その直前の開館日までに、指定管理者に申し出なければならない。
（使用申請の一時停止）
第13条　指定管理者は、登録団体が使用料を滞納したときは、施設の使用申請及び施設の使用を一時停止することができる。
（使用料の減免等）
第14条　規則第６条第１項第１号の障がい者(児)で組織する市内の団体とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日付民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が構成員の２分の１以上である団体をいう。
２　規則第６条第１項第２号並びに第８条第１項第５号及び第６号の市内の公共的団体とは、三鷹市芸術文化協会、三鷹市スポーツ協会、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会、住民協議会、三鷹市が出資等を行って設立した法人等をいう。
（使用料の還付）
第15条　規則第８条第１項第１号の使用者の責によらない理由とは、次の各号のいずれかに該当するときであって、市長が認めるものをいう。
(1)　災害等の緊急事態が発生したとき。
(2)　三鷹市に暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報並びに強風注意報が発令されているとき。
(3)　台風の接近等により、三鷹市に影響が及ぶと予想されるとき。
(4)　その他やむを得ない事由が生じたとき。
２　前項の規定は、使用する時間区分の２分の１以上の時間の使用ができたときには、適用しないものとする。
３　市長は、規則第８条第２項ただし書の規定に基づき、使用料の充当をしようとするときは、施設予約システムによる申請その他の方法により、使用者の意

思を確認するものとする。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成 29 年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則

この要領は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年９月 17 日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要領は、令和８年 10 月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、令和８年３月 31 日から、附則第４項の規定は同年４月 15 日から施行する。

（登録基準日等の特例）

２　令和８年における第３条第２項の規定の適用については、同項中「４月１日」とあるのは、「10 月１日」とする。この場合において、同条第１項中「３年間」とあるのは、「２年６月間」とする。

（既存登録団体の特例）

３　改正前の要領第３条の規定による登録カードの有効期間が令和８年３月 31 日となっている団体について、当該登録カードの有効期間は、改正後の要領第３条の規定にかかわらず、令和８年９月 30 日までとする。

（準備行為）

４　この要領の規定による手続その他の行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（あて先）指定管理者

申請者	住所
	氏名
	電話

貸切使用登録カード再交付申請書

下記の理由により、貸切使用登録カードの再交付を申請します。

登録番号			
団体名			
理由	毀損		
	汚損		
	紛失 その他	日時	年　　月　　日　　時頃
		場所	
		状況	

※該当する理由を〇で囲み、必要事項を記載してください。

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

三鷹市生涯学習センター施設使用願い

（あて先）指定管理者

団　体　名	（登録番号　　）			
代表者	氏　名		電　話	
	住　所			

使用日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分まで			
使用施設	第一希望		使用予定人数　人	
	第二希望			
使用目的及び内容				
設備及び器具				
当日会場責任者	氏　名		電　話	
	住　所			

※ 上記枠内に必要事項を記入してください。

※ 使用願いの提出は、使用日の５ヶ月前の１日以後（抽せん期間を除く。）です。

※ 行事等を開催する場合は必要に応じて事業計画書の提出をお願いする場合があります。

決定欄	承認・不承認	連絡欄	／　様
決定理由・内容			
使用料の減免	減額なし　・　１/２減額　・　全額免除		
減免理由	三鷹市生涯学習センター条例施行規則第６条第１項第　号　適用		

課長	係長	係

	月日	担当
入力	/	
入力確認	/	
承認書出力	/	
承認書渡	/	

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

三鷹市生涯学習センター施設使用承認書

団 体 名
代 表 者　　様

指定管理者

下記のとおり、施設の使用を承認します。

使 用 日 時	年　　月　　日（ ）　　時　　分から　　時　　分まで
使 用 施 設	
条 件 等	［使用目的］　　［使用人数］　　人
減 免 情 報	
使 用 料	
備 品 明 細	

様式第４号（第８条関係）

三鷹市生涯学習センター施設使用願い（学習塾等用）

（あて先）指定管理者

団　体　名				
代表者	氏　名		電　話	
	住　所			

使用日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分まで			
使用施設	第一希望		使用予定人数 人	
	第二希望			
使用目的及び内容				
設備及び器具				
当日会場責任者	氏　名		電　話	
	住　所			

※ 上記枠内に必要事項を記入してください。
※ 使用願いの提出は、使用日の１ヶ月前の１日以後です。
※ 事業計画書を必ず添付してください。

決定欄	承認・不承認	連絡欄	／　様
決定理由・内容			

課長	係長	係

	月日	担当
入力	/	
入力確認	/	
承認書出力	/	
承認書渡	/	

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

三鷹市生涯学習センター施設使用承認書（学習塾等用）

団 体 名
代 表 者　　様

指定管理者

下記のとおり、施設の使用を承認します。

使 用 日 時	年　　月　　日（ ）　　時　　分から　　時　　分まで
使 用 施 設	
条 件 等	［使用目的］　　［使用人数］　　人
使 用 料	
備 品 明 細	